

# 令和 7 年度 益子町奨学金返還支援事業のご案内

【募集期間】 令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）

益子町教育委員会

## 1 目 的

奨学金返還者の経済的負担を軽減するとともに本町への定住促進を図ることを目的とする。

## 2 補助金の交付要件

次の各号いずれにも該当する場合とする。ただし、学校種別を重複して交付しない。

①大学、短期大学、専修学校（専門課程）に進学し、在学している期間に 2 年以上  
奨学金の貸与を受けた者

②令和 5 年度以降に大学等を卒業し、令和 6 年度以降に奨学金の返還を開始した者

③基準日（毎年度 4 月 1 日）において引き続き 3 年を超えて益子町に住民登録して  
いる者

ただし、学校に在学することによって住所を有しなくなった者については、在  
学中本町に住所を有しているものとみなす。

④基準日（毎年度 4 月 1 日）において引き続き 1 年を超えて事業所に勤務または事業  
を営む者

⑤前年度に返還すべき奨学金を返還している者

⑥町税等を完納している者

⑦他の奨学金返還支援制度を利用していない者

⑧暴力団員または暴力団関係者でない者

### 3 対象となる奨学金

- ①日本学生支援機構が貸与する国内の奨学金（第一種、第二種）
- ②地方自治体が貸与する奨学金
- ③公益財団法人栃木県育英会が貸与する奨学金
- ④その他町長が認める貸与型奨学金

### 4 補助金額

| 1 区分           | 2 対象経費   | 3 基準額  |
|----------------|----------|--------|
| 大学生（4年貸与）      | 奨学金返還合計額 | 240 万円 |
| 大学生（3年貸与）      | 奨学金返還合計額 | 180 万円 |
| 大学生（2年貸与）      | 奨学金返還合計額 | 120 万円 |
| 専修学校専門課程（4年貸与） | 奨学金返還合計額 | 230 万円 |
| 専修学校専門課程（3年貸与） | 奨学金返還合計額 | 180 万円 |
| 専修学校専門課程（2年貸与） | 奨学金返還合計額 | 120 万円 |
| 短期大学生          | 奨学金返還合計額 | 100 万円 |

①補助金の額は、予算の範囲内で、補助金を受給する年度の前年度(4月から3月)の期間中に返還すべき奨学金を返還した額(利子相当分を含む。)と基準額を返還年数で除した金額を比較して少ない方の額とする。

ただし、1人の者が受けられる補助金の累計限度額は、第1欄に掲げる区分ごとに、第2欄に定める額と第3欄に定める基準額を比較して少ない額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

②補助金の算定に当たっては、各奨学金制度の返還期間に応じた年間返還額を基本額とし、繰上げ返還等による奨学金の返還分は、前項に規定する期間中に返還すべき奨学金の返還金額に含まない。

③返還金額の確認については領収書、通帳の写し等の提出により行う。

## 5 申請手続

### ① 提出書類

- ア 益子町奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書
- イ 教育機関を卒業したことを証する書類の写し
- ウ 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証する書類の写し
- エ 奨学金の返還完了までの計画を確認することができる書類の写し
- オ 前年度の返還金額を証する書類の原本
- カ 就業証明書又は前年分の確定申告書の写し
- キ その他町長が必要とする書類

イからエまでの書類は、内容に変更が無い限り2年目以降の申請の際には省略できる。

### ② 提出先

益子町教育委員会

益子町大字益子2030 益子町役場2階西側

TEL 0285-72-8861

## 6 補助金の交付の決定

内容を審査の上、交付の可否を決定し、益子町奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書、又は益子町奨学金返還支援事業補助金不交付決定通知書により、それぞれ通知する。

## 提出書類及び記載方法

- 1 益子町奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 2 教育機関を卒業したことを証する書類の写し  
○出身学校の卒業証明書や卒業証書等の写しを提出してください。
- 3 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証する書類の写し  
○奨学金貸与証明書等の写しを提出してください。
- 4 奨学金の返還完了までの計画を確認することができる書類の写し  
○奨学金返還証明書等の写しを提出してください。
- 5 前年度の返還金額を証する書類の原本  
○奨学金返還額証明書等＋領収書や通帳など名義と金額がわかるものを提出してください。  
※受付印を押印し、写しを取らせていただきます。  
（注意）証明する期間は、「毎年度の4月1日（年度途中から返還を開始した方は返還開始月の1日）から3月31日まで」（申請の対象となる期間）を指定してください。
- 6 就業証明書（様式第2号）または前年分の確定申告書の写し  
○就業証明書：勤めている会社に記載してもらってください。  
○確定申告書：自営業の方等は確定申告書の写しを提出してください。